火災等の災害でり災された皆様への支援窓口等のご案内

火災等の災害でり災された皆様には、心からお見舞い申し上げます。

火災等の災害で被害を受けられた方は、各種の支援等を受けられる場合があります。

この冊子では、それらの一部に対応する窓口をご案内しておりますので、状況により

該当するものについてお手続きください。

令和６年１１月

墨　田　区

対応窓口および連絡先

1　援助関係

項目		担当窓口	頁
1	り災証明書の交付	向島消防署（東向島６－２２－３） TEL ０３－３６１９―０１１９ 本所消防署（横川４－６－６） TEL ０３－３６２２―０１１９	5
2	見舞金・弔慰金・緊急宿泊施設に関すること	厚生課 厚生係：区役所３階 TEL ０３―５６０８―１１６３	5

2　保険証等の再交付関係

項目		担当窓口	頁
1	①国民健康保険被保険者証（※）・高齢受給者証 ②限度額適用・標準負担額減額認定証 限度額適用認定証 ③特定疾病療養受療証	①国保年金課 こくほ資格係：区役所２階 TEL ０３－５６０８－６１２１ ②・③国保年金課 こくほ給付係：区役所２階 TEL ０３－５６０８－６１２３	5 ～ 6
2	①後期高齢者医療被保険者証（※） ②限度額適用・標準負担額減額認定証 限度額適用認定証 ③特定疾病療養受療証	国保年金課 長寿医療（後期高齢者医療） 資格・給付担当：区役所２階 TEL ０３－５６０８－６１９２	6
3	基礎年金番号通知書	国保年金課 国民年金係：区役所２階 TEL ０３－５６０８－６１３０(または各出張所) 至急再交付が必要な方は墨田年金事務所 （立川３－８－１２） TEL ０３－３６３１－３１１１	6
4	介護保険被保険者証・負担割合証	【介護保険被保険者証】 介護保険課 資格・保険料担当：区役所４階 TEL ０３－５６０８－６９３７ 【負担割合証】 介護保険課 給付・事業者担当：区役所４階 TEL ０３－５６０８－６１４９	7
5	身体障害者手帳	障害者福祉課 障害者相談係：区役所３階 TEL ０３－５６０８－６１６５	7
6	愛の手帳	障害者福祉課 障害者相談係：区役所３階 TEL ０３－５６０８－１３０４	7

7	精神障害者保健福祉手帳	健康推進課（横川５－７－４ すみだ保健子育て総合センター２階） TEL　０３－３６２２－９１３０	7

※マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴い、令和６年１２月２日から、マイナ保険証をお持ちでない方には、従来の健康保険証ではなく「資格確認書」が交付されます。「資格確認書」の交付手続については、各担当窓口にお問い合わせください。

3　各種相談

	項目	担当窓口	頁
1	弁護士などの専門家による無料相談	すみだ区民相談室：区役所１階 TEL ０３－５６０８－１６１６	8
2	こころの健康相談	健康推進課（横川５－７－４すみだ保健子育て総合センター２階） TEL ０３－３６２２－９１５２	8
3	生活にお困りの方の相談	くらし・しごと相談室すみだ：区役所３階 TEL ０３－５６０８－６２８９	8
4	生活保護の相談	生活福祉課 相談係：区役所3階　TEL ０３－５６０８－６１５４	8
5	応急小口資金の貸付	墨田区社会福祉協議会（東向島２－１７－１４） TEL ０３－３６１４－３９０２	9
6	公的住宅等に関する相談	住宅課 公営住宅担当（区営住宅等）：区役所９階 住宅課 居住支援担当（高齢者住宅等）：区役所９階 TEL ０３－５６０８－６２１４	9
7	子育てに関する相談	子育て支援総合センター （横川５－７－４すみだ保健子育て総合センター４階） TEL ０３－３６２２－１１５０ 両国子育てひろば（横網１－２－１３両国リバーセンター２階） TEL ０３－３６２１－１３１４ 文花子育てひろば（文花１－２０－７） TEL ０３－３６１６－０３９３	9
8	就学援助	教育委員会事務局学務課：区役所１１階 TEL ０３－５６０８－６３０３	9

4　手数料・税・保険料の減額・免除・猶予など

り災された方の状況により、税・保険料などが減額・免除・徴収猶予できる場合があります。
詳細は担当へお問い合わせください。

項目		担当窓口
1	ごみ処理手数料に関すること	すみだ清掃事務所（業平５－６－２） TEL ０３―５６０８―６９２２
2	住民税に関すること	税務課 税務係（減免）：区役所２階 TEL ０３－５６０８－６１３４ 税務課 納税係（徴収猶予）：区役所２階 TEL ０３－５６０８－６１４２
3	固定資産税などの都税に関すること	墨田都税事務所（業平１－７－４） TEL ０３－３６２５－５０６１

4	所得税などの国税に 関すること	本所税務署（業平１－７－２）TEL ０３－３６２３－５１７１ 向島税務署（東向島２－７－１４）TEL ０３－３６１４－５２３１
5	国民健康保険料に関すること	国保年金課 こくほ保険料係：区役所２階 TEL ０３－５６０８－６１２５
6	後期高齢者医療保険料に 関すること	国保年金課 長寿医療（後期高齢者医療）保険料担当：区役所２階 TEL ０３－５６０８－８１００
7	介護保険料に関すること	介護保険課 資格・保険料担当：区役所４階 TEL ０３－５６０８－６９３７

5　墨田区役所および出張所等一覧

1	墨田区役所（墨田区吾妻橋１－２３－２０）：TEL ０３－５６０８－１１１１（代表）
2	緑出張所（墨田区緑３－７－３）：TEL ０３－３６３４－２６５６
3	横川出張所（墨田区横川５－１０－１－１１１）：TEL ０３－３６２４－１５８１
4	文花出張所（墨田区文花１－３２－１－１０２）：TEL ０３－３６１１－４７２３
5	墨田二丁目出張所（墨田区墨田２－３６－１１）：TEL ０３－３６１４－１９００
6	東向島出張所（墨田区東向島２－３８－７）：TEL ０３－３６１０－５２５０
7	すみだ保健子育て総合センター（墨田区横川５－７－４）：各部署へ直接お問い合わせください。

【墨田区役所】

【緑出張所】

【横川出張所】

【文花出張所】

【墨田二丁目出張所】

【東向島出張所】

【すみだ保健子育て総合センター】

各種支援および手続き

1　援助関係

（1）り災証明書の交付

り災証明とは、自然災害などにより家屋などが破損した場合、その程度を判定し証明するものです。この証明は、保険の請求や税の減免などの手続きに必要とされます。

なお、証明書の申請には印鑑が必要です。（印鑑が焼失した場合等は、ご相談ください。）

火災によるり災証明書は消防署で受け付けします。

《問い合わせ先》

向島消防署：TEL　０３－３６１９-０１１９

本所消防署：TEL　０３－３６２２－０１１９

（2）見舞金・弔慰金・緊急宿泊施設に関すること

①火災・風水害によりり災した方に対し応急的な援助を行うことで、り災者の福祉及び生活の安定を補助します。

＜援助対象＞※墨田区内で発生した火災・風水害に限ります。

・火災により、住居部分に半焼以上の被害を受けた世帯

・風水害により、住居部分に床上浸水以上、またはこれに相当する被害を受けた世帯

・火災・風水害により、被害状況について特に援助が必要であると認められる世帯

・火災・風水害により、死亡者のあった世帯

②り災者が宿泊する場所を確保できないとき、一定の要件に該当すれば、緊急宿泊施設を利用できます。※り災日も含めて 14 日以内、光熱水費は自己負担

（単位：円）

	普通世帯	単身世帯
火災見舞金	30,000	15,000
風水害見舞金	15,000	8 ,000
弔慰金（死亡者１人につき）		30,000

《問い合わせ先》

墨田区役所３階　厚生課 厚生係：TEL　０３－５６０８－１１６３

2　保険証等の再交付関係

交付までに時間を要する場合や被害の状況により必要書類が異なる場合がありますので、必ず事前にお問い合わせください。

（1）国民健康保険被保険者証・高齢受給者証、限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証

国民健康保険被保険者証や高齢受給者証等を紛失したり、汚損した場合は再交付の手続きが必要となります。

【必要なもの】

国民健康保険被保険者証・高齢受給者証：本人確認書類

※官公署が発行した顔写真付きの本人確認書類（免許証、パスポート、住民基本台帳カード、マイナンバーカードなど）をお持ちいただいた場合は、その場で保険証をお渡しすることができます。

※本人確認書類が焼失した場合は、り災証明書の写しをご用意の上ご相談ください。

※住民票上、別の世帯の方が代理で届出をするときは、委任状と代理人の本人確認書類が必要になります。

限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証：必要とする方の国民健康保険被保険者証
※国民健康保険被保険者証がない場合、官公署が発行した顔写真付きの本人確認書類（免許証、パスポート、住民基本台帳カード、マイナンバーカードなど）をお持ちいただいた場合は、その場で認定証等をお渡しすることができます（同一世帯の方に限る）。

《問い合わせ先》
①国民健康保険被保険者証・高齢受給者証
墨田区役所２階　国保年金課 こくほ資格係：TEL ０３－５６０８－６１２１
②限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証
墨田区役所２階　国保年金課 こくほ給付係：TEL ０３－５６０８－６１２３

（２）後期高齢者医療被保険者証、限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証 特定疾病療養受療証

被保険者証等を紛失したり、汚損した場合は、再交付の手続きが必要となります。
【必要なもの】
・本人確認書類（官公署が発行した顔写真付きの本人確認書類であれば一点、顔写真付きでなければ、二点ご用意ください。）
※本人確認書類が焼失した場合は、り災証明書の写しをご用意の上ご相談ください。
※代理人による申請の場合は、被保険者の委任状（もしくは被保険者の本人確認書類）と代理人の本人確認書類が必要です。
※本人確認書類が提示できない場合は、後日郵送にて交付いたします。

《問い合わせ先》
墨田区役所２階 国保年金課 長寿医療（後期高齢者医療）資格・給付担当　：TEL ０３－５６０８－６１９２

（３）基礎年金番号通知書

第１号被保険者または任意加入者の方は、次のものをお持ちになり、区役所２階の国保年金課国民年金係、または出張所で申請してください。
なお、至急再交付が必要な方は、墨田年金事務所で基礎年金番号通知書の発行ができます。
【必要なもの】
・本人確認書類（官公署が発行した顔写真付きの本人確認書類であれば一点、顔写真付きでなければ、二点ご用意ください。）
※本人確認書類が焼失した場合は、り災証明書の写しをご用意の上ご相談ください。

《問い合わせ先》
墨田区役所２階　国保年金課 国民年金係：TEL ０３－５６０８－６１３０　または各出張所
※至急再交付が必要な方の申請窓口
墨田年金事務所（墨田区立川３－８－１２）：TEL ０３－３６３１－３１１１

（４）介護保険被保険者証・負担割合証
被保険者証等を紛失したり、汚損した場合は、再交付申請書を提出することで再交付することができます。 【必要なもの】 本人確認書類（免許証、健康保険証、マイナンバーカードなど） ※本人確認書類が焼失した場合は、り災証明書の写しをご用意の上ご相談ください。
《問い合わせ先》 ①介護保険被保険者証 墨田区役所４階　介護保険課資格・保険料担当：TEL　０３－５６０８－６９３７ ②介護保険負担割合証 墨田区役所４階　介護保険課給付・事業者担当：TEL　０３－５６０８－６１４９

（５）身体障害者手帳
身体障害者手帳を紛失したり、汚損した場合は、再交付の手続きができます。 【必要なもの】 写真、本人確認書類 ※本人確認書類が焼失した場合は、り災証明書の写し
《問い合わせ先》 墨田区役所３階　障害者福祉課　障害者相談係：TEL　０３－５６０８－６１６５

（６）愛の手帳
愛の手帳を紛失したり、汚損した場合は、再交付の手続きができます。 【必要なもの】 写真、本人確認書類 ※本人確認書類が焼失した場合は、り災証明書の写し
《問い合わせ先》 墨田区役所３階　障害者福祉課　障害者相談係：TEL　０３－５６０８－１３０４

（７）精神障害者保健手帳
精神障害者保健手帳を紛失したり、汚損した場合の再交付の手続きについては、下記までお問い合わせください。 【必要なもの】 写真（縦４㎝×横３㎝）、８５円のはがき又は４６０円分の切手
《問い合わせ先》 健康推進課（横川５－７－４すみだ保健子育て総合センター２階）：TEL　０３－３６２２－９１３０

3　各種相談

（1）　弁護士などの専門家による無料相談
日常生活で生じた問題や悩みごとに対して専門知識を持つ弁護士、税理士、社会保険労務士、司法書士、行政書士、宅地建物取引士が面談で問題解決のアドバイスを行っています。相談は無料で行います。相談によっては予約の必要なものもありますのですみだ区民相談室にお問い合わせください。
《問い合わせ先》墨田区役所１階　すみだ区民相談室：TEL　０３－５６０８－１６１６

（2）こころの健康相談
こころの健康や病気に関するご本人やご家族の相談、周りの方がどのように対応したらよいかなど、支援者の相談もお受けしています。相談は精神科医がお受けします。必要に応じて家庭訪問も行っています。 ※予約制のため、健康推進課までお問い合わせください。
《問い合わせ先》 健康推進課（横川５－７－４すみだ保健子育て総合センター２階）：TEL　０３－３６２２－９１５２

（3）生活にお困りの方の相談
生活困窮者の自立に向け、生活保護に至る前の段階からご相談を受ける自立相談支援事業など、生活困窮者自立支援法に基づいた支援を行っています。 「火災の被害を受け、生活に困っているが、どうしたらよいかわからない」など、生活に関する困りごとや不安がある方は、お早めに相談窓口をご利用ください。相談支援員が相談される方の自立に向けた支援を行います。 なお、相談支援員との対面相談をご希望される方は、事前予約が必要です。 一人で悩まず、まずはご相談ください。（ご来庁、お電話等ご都合に合わせてご相談ください。）
《問い合わせ先》墨田区役所３階　くらし・しごと相談室すみだ：TEL　０３－５６０８－６２８９

（4）生活保護に関する相談
生活保護制度は、様々な要因で生活を維持することが困難になったとき、国が最低限度の生活を権利として保障し、自らの力で再び生活ができるように必要な援助を行う制度です。現に生活に困っていれば、国民のだれもが差別されることなく生活保護を受けることができます。 保護を受けることになった方は、再び自分の力で生活ができるように最善の努力をする義務があります。そのために福祉事務所は相談相手となり、自立への努力を支援します。 保護の種類は、生活・住宅・教育・介護・医療・出産・生業・葬祭に分かれており、収入が決められた最低基準に達しないときは、不足額が支給されます。 生活保護制度の詳細等については、下記担当までご相談ください。
《問い合わせ先》墨田区役所３階　生活福祉課　相談係：TEL　０３－５６０８－６１５４

（5）応急小口資金の貸付
災害や病気などの理由で一時的に生活費が不足し緊急に資金が必要なとき、小口資金をお貸ししています。 【対象者】 ①世帯主またはこれに準ずる。②区内在住３か月以上である。③災害や病気などの理由で、緊急に

資金を必要とし、かつ、他からの融資を受けることが困難である。④貸付けを受けた資金の償還が確実である。⑤現在、この資金の貸付けを受けていない。⑥生活保護受給世帯の場合は、福祉事務所長の承認を証する書類が必要。※その他の詳細については、お問い合わせください。

【貸付限度額・連帯保証人】

２０万円まで、１名（ただし、貸付額が５万円以下の場合は連帯保証人不要）

【返済方法・金利】

元金均等月賦返済　措置期間なし

無利子（ただし、最終償還期限を過ぎても返済が完了していない場合は、残元金に対し年３パーセントの延滞利子が発生します。）

《問い合わせ先》

墨田区社会福祉協議会　福祉資金担当（東向島２－１７－１４）：TEL ０３－３６１４－３９０２

（６）公的住宅等に関する相談

公的住宅等に関する相談については、下記担当までお問い合わせください。

なお、東京都では、臨時応急措置としての都営住宅へのり災者の受入れを行っています。り災した日から２週間以内に申し込むなどの必要があります。詳細については、東京都住宅供給公社都営住宅募集センター（０３－３４９８－８８９４）へお問い合わせください。

《問い合わせ先》

墨田区役所９階　住宅課

公営住宅担当（区営住宅等）、居住支援担当（高齢者住宅等）：TEL ０３－５６０８－６２１４

（７）子育てに関する相談

子育てに関する相談は、子育て支援総合センター、両国子育てひろば、および文花子育てひろばでお受けしています。秘密は厳守しますので、お気軽にご相談ください。

《問い合わせ先》

子育て支援総合センター（横川５－７－４すみだ保健子育て総合センター４階）：TEL ０３－３６２２－１１５０

両国子育てひろば（横網１－２－１３ヒューリック両国リバーセンター２階）：TEL ０３－３６２１－１３１４

文花子育てひろば（文花１－２０－７）：TEL ０３－３６１６－０３９３

（８）就学援助に関する相談

経済的な理由で就学が困難な児童生徒の保護者に学用品費等学校教育で係る費用の一部を援助しています。詳細については、担当までご相談ください。

《問い合わせ先》墨田区役所１１階　学務課　事務担当：TEL ０３－５６０８－６３０３